

岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業・小規模事業者の売上アップ、持続的な経営及び経営改新並びに起業を促進し、もって地域産業の活性化及び発展を図るため、岩倉市商工会（以下「商工会」という。）に設置した岩倉市ビジネスサポートセンターの運営に要する経費について、予算の範囲内で交付する岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業（以下「補助事業」という。）に係る経費のうち、人件費、研修費、事業費その他市長が認めたものとする。

2 前項の「事業費」とは、岩倉市ビジネスサポートセンターが実施する販路拡大支援事業、人材確保支援事業、BCP（事業継続計画）策定等支援事業、新商品開発支援事業及び電子商取引（EC）サイト活用支援事業に係る経費のうち、別表に掲げるものをいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

(補助金の交付申請)

第4条 商工会は、補助金の交付を受けようとするときは、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添え、当該年度6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項により補助金の交付を決定した場合は、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付決定通知書（様式第4）により、速やかにその決定の内容及び条件を商工会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 商工会は、補助金交付の決定通知に基づき、指定の期日までに岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、商工会から請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業内容の変更)

第8条 商工会は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業計画変更承認申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合にあつては、第10条の規定による実績報告と同時に、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業計画変更報告書(様式第7)にて報告することができる。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付額変更通知書(様式第8)により、変更した交付額を通知するものとする。

3 商工会は、第1項の承認を受けた場合で、既に補助金の交付を受けており、かつ、変更後の補助対象経費により算定した補助金の額(以下「変更後の補助金の額」という。)が、交付決定を受けた補助金の額(以下「変更前の補助金の額」という。)を下回るときは、変更前の補助金の額から変更後の補助金の額を控除した額の補助金を、速やかに市長に返還しなければならない。

(補助事業の完了期限)

第9条 当該決定に係る補助事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告書)

第10条 商工会は、補助事業完了後20日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業実績報告書(様式第9)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第10)

(2) 収支決算書(様式第11)

(3) 補助対象経費の領収書の写し(証明責任者が原本と相違がない旨を証明したものに限り。)

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、商工会が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) この要綱その他法令等に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、商工会に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第13条 商工会は、補助事業に係る経費についての収支を明らかにした書類、帳簿類を整理し、5年間保存しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は、商工会に対し、補助事業に関して報告を求め、必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	事業費
販路拡大支援事業	事業者が商品見本市、展示会等（出展場所において商品の販売を行うものを除く。以下「商品見本市等」という。）に出展するために、商品見本市等の主催者等に支払う費用に対し、岩倉市ビジネスサポートセンターが補助した経費
人材確保支援事業	事業者が合同企業説明会に出展するために、合同企業説明会的主催者等に支払う費用に対し、岩倉市ビジネスサポートセンターが補助した経費
BCP（事業継続計画）策定等支援事業	事業者が災害、感染症等に備えるためのBCP（事業継続計画）を策定するために専門家等に支払うコンサルティング費用及び事業者が行うBCPに基づく対策費用に対し、岩倉市ビジネスサポートセンターが補助した経費
新商品開発支援事業	事業者が継続的な製造及び販売を目的として行う新たな商品の開発に係る費用に対し、岩倉市ビジネスサポートセンターが補助した経費
電子商取引（EC）サイト活用支援事業	事業者が製品、サービス等の販売を目的として行う電子商取引（EC）サイトの開設又は新規出店に係る費用に対し、岩倉市ビジネスサポートセンターが補助した経費

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付申請書

年度において別紙事業を実施するについて、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金の交付を受けたいので、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付要綱第4条により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 補助事業計画書（様式第2）
- 2 収支予算書（様式第3）

様式第2（第4条関係）

補助事業計画書

1 事業の名称	
2 事業実施主体	
3 実施予定年月日等	
4 事業の目的	
5 事業の具体的内容	
6 備 考	

様式第3 (第4条関係)

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎
計		

様式第4（第5条関係）

岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金について、審査の結果、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助金交付の条件

様式第6（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業を下記のとおり変更したいので、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付要綱第8条により関係書類を添えて申請します。

記

変更後の補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 計画変更に伴う事業計画書（様式第6の1）
- 2 計画変更に伴う収支予算書（様式第6の2）

様式第6の1（第8条関係）

計画変更に伴う事業計画書

区 分	当 初 計 画	計 画 変 更

様式第6の2（第8条関係）

計画変更に伴う収支予算書

収入の部

（単位：円）

区 分	当 初 計 画	計 画 変 更	
	予 算 額 (旧)	予 算 額 (新)	積 算 の 基 礎
計			

支出の部

（単位：円）

区 分	当 初 計 画	計 画 変 更	
	予 算 額 (旧)	予 算 額 (新)	積 算 の 基 礎
計			

様式第7（第8条関係）

岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業計画変更報告書

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助事業にて、次のとおり軽微な変更がありましたので報告します。

変 更 内 容	
変 更 理 由	
交 付 決 定 日 及 び 番 号	

様式第8（第8条関係）

岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付額変更通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金の変更承認申請について、審査の結果、下記のとおり交付額を変更したので通知します。

記

1. 既交付決定額 金 円
2. 変更後交付決定額 金 円
3. 補助金交付の条件

様式第9（第10条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業を完了したので、岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金交付要綱第10条により関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額 金 円

添付書類

- 1 補助事業実績報告書（様式第10）
- 2 収支決算書（様式第11）
- 3 補助対象経費の領収書の写し（証明責任者が原本と相違がない旨を証明したもの）

様式第10（第10条関係）

補助事業実績報告書

1 事業の名称	
2 事業実施主体	
3 実施年月日等	
4 事業の効果	
5 事業の具体的内容	
6 備 考	

様式第11（第10条関係）

収 支 決 算 書

収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	積 算 の 基 礎
（収支予算書の 収入科目と同一 に記入するこ と。）			
計			

支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	積 算 の 基 礎
（収支予算書の 収入科目と同一 に記入するこ と。）			
計			